

「ふくしまベンチャーアワード2023」募集要項

1 開催目的

福島県は、東日本大震災と東京電力福島第一原発事故からの復興・創生に向け、起業家が次々と生まれる「スタートアップの地ふくしま」の実現を目指し、創業支援関係機関と県内の創業環境整備に努めています。

そこで、県内のさらなる創業機運醸成を目的に、「ふくしまベンチャーアワード2023」を開催します。本アワードは、新しいビジネスへの挑戦や、地域課題の解決に取り組むビジネスプランを幅広く募集し、評価するものです。広報の機会やビジネスマッチングの場を提供することで、起業家をさらなる飛躍へと導いていきます。また、新たな産業創出を通じて、地域経済の活性化につなげていきます。

2 アワードの概要

- (1) 開催日時等
- | | |
|---------|----------------------------------|
| 応募期間 | 令和5年8月2日(水)～令和5年10月16日(月) |
| 審査期間 | 令和5年10月下旬ごろ～令和5年11月下旬ごろ |
| 最終選考会 | 令和6年1月11日(木) 13:00～19:00(予定) |
| 最終選考会会場 | 福島民報ビル3階 ゴールドの間 (福島市太田町13-17) |
- (2) 募集プラン
- 福島県内において新しいビジネスへの挑戦や地域課題の解決に取り組むビジネスプラン、同様の目的で現在チャレンジしているビジネス
- (3) 各段階での支援
- 各段階に応じて、以下の伴走支援及びサポートを行います。
- <1次審査(書類審査)通過者> (20者程度)
- ・専門家等によるメンタリング(オンライン開催になる場合もあります)
 - ・「ふくしま起業家ガイドブック」へ掲載
 - ・ふくしまベンチャーアワード2023公式WEBサイトへの掲載
- <2次審査(面談審査)通過者> (9者程度)
- ・専門家等によるメンタリング(オンライン開催になる場合もあります)
 - ・マイストーリー動画の制作(※1)
 - ・来場者に配布するファイナリスト紹介パンフレット(A3版)への掲載
- ※1_プロフィールや想いを盛り込んだ60秒程度の動画を制作し、アワード当日に上映します。制作した動画は受賞者へ無償で提供いたします。
- <最終審査会(プレゼンテーション)>
- ・来場者とのマッチング機会の提供
 - ・地方紙「福島民報」の朝刊紙面を使った情報発信
 - ・表彰式終了後の交流会における紹介ブースの設置

【表彰】

最優秀賞（福島県知事賞）：賞金20万円

優秀賞：賞金5万円

このほか、特別賞、協賛企業賞を準備しています。

<1次審査落選者への支援>

資料作成のコツなどを伝える「フォローアップセミナー」

※オンラインで開催し、参加は原則自由です。

<2次審査落選者への支援>

2次審査の審査員のコメントからの振り返りを目的にしたメンタリング

※メンタリングの受講は原則自由です。オンラインによる開催の場合もあります。

(4) 応募対象者

以下の全てを満たしていること

- ・起業を予定しているもしくは起業している個人又は団体（法人・非法人等、組織の形態は問いません）
- ・実施予定場所が福島県内であるビジネスアイデアを有する方

※県外からの応募者については、申し込み時点で既に本県と何らかの連携（拠点設置や県内事業者との協業等）していること

※起業している個人又は団体は、平成26年4月1日以降に福島県内で新たに起業もしくは、新分野進出のために社内に新部門を設置するなど実質的な起業とみなせることが書類等で確認できる方。

- ・自らのプランに本気で取り組むという情熱と意志のある方
- ・「ふくしまベンチャーアワード2023」の最終選考会に参加できる方

(5) 応募の制限

次の各号のいずれかに該当する場合は応募できません。

- ① 福島ベンチャーアワードの過年度ファイナリスト（最優秀賞、優秀賞、特別賞の各賞受賞者）
- ② 民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による民事再生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てがなされている者又は会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てがなされている者（同法第41条第1項に規定する更生手続開始の決定を受けた者を除く）
- ③ 以下に該当する者が役員等の代表者
 - ・法律行為を行う能力を有しない者
 - ・破産者で復権を得ない者
 - ・禁固以上の刑に処せられている者
- ④ 役員等が次の各号のいずれかに該当する又は次の各号に掲げる者がその経営に実質的に関与する企業等の代表者
 - ・暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であると認められる団体
 - ・暴力団員（同条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であると認められる者
 - ・暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
 - ・自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められる者

- ・暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められる者
- ・暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者
- ・暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者
- ⑤政治団体（政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第3条の規定によるもの）又は宗教団体（宗教法人法（昭和26年法律第126号）第2条の規定によるもの）の代表者
- ⑥風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）に基づく規制の対象となる者
- ⑦都道府県税を滞納している者

(6) 主 催 福島県

(7) 後 援 関係省庁、団体へ申請し、決定次第公式ウェブサイトに掲載します。

3 応募の方法

- (1) 専用WEBサイトのエントリーフォームより必要事項を入力して応募してもらいます。
 なお、上記フォームでの入力が難しい場合は、ホームページより必要書類をダウンロードし、提出期限（10月16日必着）までにEメールもしくは郵送にてお送りください。

<Eメール送信先> info@fukushima-venture-award.com

<郵送先> ふくしまベンチャーアワード2023運営事務局
 （福島民報社広告局内）
 〒960-8602 福島県福島市太田町13-17

※エントリーフォームに記載した内容の補足等、添付書類は必要に応じてお送りください。

- (2) 提出期限 令和5年10月16日（月）必着

※郵送の場合は応募締切の日時までに必着となるようお送りください。

- (3) お問い合わせ先 ふくしまベンチャーアワード2023運営事務局
 （福島民報社広告局企画推進部内）

TEL：024（531）4161 FAX：024（533）4343

※お問い合わせは、公式ウェブサイト内フォームよりお願いします

4 選考スケジュール

<審査>

★1次審査

令和5年10月下旬ごろに書類審査を実施します。

★2次審査

令和5年11月下旬ごろに面談による審査を実施します。

★最終選考

令和6年1月11日に開催し、プレゼンテーション形式で発表してもらいます。

<メンタリングの実施>

1次審査及び2次審査通過者を対象に専門家によるメンタリングを実施し、プランのブラッシュアップ及びプレゼン能力の向上を図ってもらいます。

★1次審査通過者を対象にしたメンタリング・・・11月上旬～11月中旬の間

【グループメンタリング（オンライン開催）】

メンターの専門家を交えながら、グループ形式で実施します。参加者同士の情報共有などを目的にしています。

【個別メンタリング（オンライン開催になる場合があります）】

ビジネスプランやプレゼン方法について、専門家が個別にアドバイスしてくれます。

★1次審査落選者を対象にしたフォローアップセミナー（オンライン開催）

・・・11月上旬～11月中旬の間

専門家を講師に招き、資料作成やプレゼン方法におけるコツをお伝えします。

★2次通過者対象を対象にしたメンタリング・・・12月初旬～12月中旬の間

【個別メンタリング】

ビジネスプランやプレゼン方法について、専門家が個別にアドバイスしてくれます。オンライン開催になる場合もあります。

★2次審査落選者を対象にしたメンタリング・・・12月初旬～12月中旬の間

審査員のコメントを基にした振り返りが目的です。受講は自由です。オンライン開催になる場合があります。

5 審査基準・審査員

(1) 審査基準・審査方法

以下の審査基準に基づき、審査員による審査会にて適正な審査を行います。

【1次審査（書類審査）】

- ・ 提出書類に基づいた形式審査（応募資格及び提出書類の確認）を行い、評価観点をもとに審査員の合議で、20者程度を選出します。

【2次審査（面談審査）】

- ・ 提出書類を基にして、面談による審査を行います。
※応募者の希望に応じて、追加資料の提出も可とします。書類、資料も踏まえ、審査を行います。
- ・ 評価点数及び審査員の合議により、9者程度を選出します。

【本選最終審査】

- ・ 評価点数及び審査員の合議により、最優秀賞（福島県知事賞）、優秀賞、特別賞を選定します。※プレゼンテーション資料等は事前に提出いただきます。

▼審査基準

| 審査項目 | 審査視点 |
|-----------|---|
| ①起業者精神・熱意 | ・ 事業に取り組む動機（なぜ取り組むのか）や想い（応募者が取り組むべき必然性）が明確か |
| | ・ 事業プラン遂行に向けた意識が応募者に確認できるか |
| | ・ 事業プランに対する高い志と強い意志・熱意を持っているか |
| ②新規性・斬新性 | ・ 事業プランのアイデアや仕組みなどには、従来にはない要素が含まれているか |
| | ・ 時代や地域における将来的なニーズを見据えている事業プランかどうか |
| | ・ 模倣ではない事業プランかどうか |
| ③社会性 | ・ 賑わい創出などの波及効果があるかどうか |
| | ・ SDGs（持続可能な開発目標）への貢献に資する事業プランかどうか |
| | ・ 福島を代表する事業プランとして、県内外へ示せるか。また、他の起業家の参考となりえるビジネスかどうか |
| ④事業性 | ・ 応募者自身や地域などの強みや弱みを理解したうえで、事業プランを考えているか |
| | ・ 事業プランのターゲット、目標が明確かどうか（ビジョン、ストーリーが具体的に描かれているか） |
| | ・ ビジネスとして実現させていくために具体的な根拠に基づく収支計画と収益目標が立案されているか。市場規模（潜在的市場を含む）、競業他社などを把握しているか |
| ⑤その他 | ・ 事業プランの魅力や効果、特徴などを上手く訴えられているか |
| | ・ 協力者がいる場合、実現に向けた協働意識や夢を互いに共感しているか |
| | ・ 具体的なサポート（資源の提供、出資など）はあるか |

※これらの審査基準を踏まえながら、選考を進めていきます。

(2) 審査員

県内外の有識者 6 人程度 ※現在、選定中

6 応募にあたっての注意事項等

- 書類等に不備がある場合は、再提出を求めることがあります。なお、指定期間内に書類の整備がされない場合は、無効となります。
- 応募事業の知的所有権については、応募者に帰属します。ただし、特許・実用新案、企業秘密やノウハウなどの情報の法的保護については、応募者の責任において対策を講じてください。公表しても差し支えない範囲でご応募ください。
- 応募されたビジネスプランは、原則として公開資料（ホームページ、ガイドブック等）となることを了解の上、ご応募ください。ビジネスプランの公開により生じたトラブルについては、一切の責任を負いませんので、あらかじめご了承ください。
- 審査結果の詳細に関するお問い合わせに応じられません。
- 最終審査におけるプレゼンテーション実施者は、原則として応募者に限ります。
- 最終審査会場までの交通費など、応募に係る諸費用は応募者各自の負担となります。
- 応募者に対して、県が行う各種事業の案内等を送付する場合があります。アワードで使用した個人情報適正に管理し、県及び受託者以外の第三者への提供はいたしません。
- 応募された書類は返却しません。
- 受賞者が以下に該当した場合は、受賞を取り消す場合があります。
 - ・ 事業の目的を著しく損なうような行為若しくは応募資格の欠如、盗作や虚偽の事実記載等があったと認められる場合、法令違反、社会通念上受賞者とすることがふさわしくない。ま

たは、事業に対する信用を失墜させる行為があったと認められる場合。

7 お問い合わせ先

ふくしまベンチャーアワード2023運営事務局（福島民報社広告局企画推進部内）

〒960-8602 福島県福島市太田町13-17

TEL：024-531-4161（平日9:00-18:00 / 担当者不在の場合は折り返しの対応となりますのでご了承ください）

メール：info@fukushima-venture-award.com

※お問い合わせは、公式ウェブサイト内フォームなどからお願いします。